

# 群馬大学共同教育学部附属幼稚園園則

平成16. 4. 1 制定  
改正 平成17. 4. 1 平成20. 4. 1  
平成22. 4. 1 平成23. 4. 1  
平成26. 4. 1 令和 2. 4. 1  
令和 5. 4. 1 令和 6. 4. 1  
令和 7. 4. 1

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 群馬大学共同教育学部附属幼稚園（以下「本園」という。）は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、幼児の保育に関する研究及び共同教育学部学生の教育実習の実施に当たることを目的とする。

### (保育年限)

第2条 本園の保育年限は、3年とする。

### (学級及び定員)

第3条 本園の学級及び定員は、次のとおりとする。

区 分	学級数	学級定員	総定員
3歳児	2	20	40
4歳児	2	20	40
5歳児	2	20	40
計	6		120

### (職員組織)

第4条 本園に、次の職員を置く。

園 長  
教 頭  
教 諭  
養護教諭  
事務職員

- 2 園長の選考については、別に定める。
- 3 教頭は、教諭のうちから、園長の推薦を受け、学長が命ずる。
- 4 本園に、必要に応じて教務主任、学年主任、その他の主任等を置くことができるものとし、本園の教諭をもって充てる。
- 5 園務分掌については、別に定める。

### (職員会議)

第5条 本園に、職員会議を置く。

2 職員会議に関し必要な事項は、別に定める。

(学校評議員)

第6条 本園に、学校評議員を置く。

2 学校評議員に関し必要な事項は、別に定める。

## 第2章 教育課程

(教育課程)

第7条 本園の教育課程は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）に基づき、園長が編成する。

## 第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第8条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(学期)

第9条 学年を次の3学期に分ける。

第1学期 4月1日から7月31日まで

第2学期 8月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第10条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日

土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

春季休業 4月1日から4月7日まで

夏季休業 7月21日から8月31日まで

冬季休業 12月23日から翌年1月7日まで

学年末休業 3月23日から3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、園長が必要があると認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

## 第4章 入園、休園、転園、退園、除籍及び出席停止

(入園の時期)

第11条 入園の時期は、学年の始めとする。

(転入園)

第11条の2 園長は、欠員がある場合に限り、転入園を許可することができる。

2 転入園の時期は、原則として、学年又は学期の始めとする。

(入園の資格)

第12条 入園することのできる者は、満3歳の幼児とする。

(入園願)

第13条 入園（転入園を含む。以下同じ。）を志願する者の保護者は、入園願書に検定

料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

(入園者の選考)

第 14 条 入園者の選考は、別に定めるところにより行う。

(入園手続)

第 15 条 前条により合格した者の保護者は、所定の書類を提出しなければならない。

(入園許可)

第 16 条 入園の許可は、所定の手続を経た者に対し、園長が行う。

(欠席等)

第 17 条 園児が病気等のため欠席、遅刻又は早退する場合は、保護者はその旨を園長に届け出なければならない。

2 前項において、長期にわたる病気等の場合は、診断書又は理由書を添えなければならない。

(通園区域)

第 18 条 本園に通園区域を設ける。

2 通園区域は、別に定める。

(住所等の変更届等)

第 19 条 保護者又は園児の住所等に変更があった場合は、速やかに園長に届け出なければならない。

(休園、転園又は退園)

第 20 条 やむを得ない理由により園児が休園、転園又は退園しようとする場合は、保護者はあらかじめその旨を園長に届け出て、許可を受けなければならない。

2 休園期間中に、その理由がなくなったときは、保護者は直ちに園長に届け出て通園を再開するものとする。

(除 籍)

第 21 条 園児が、次の各号のいずれかに該当する場合、園長はその園児を除籍する。

(1) 死亡又は行方不明の届出があった場合

(2) 正当な理由がなく保育料を納めない場合

(感染症による出席停止)

第 22 条 園長は、感染症のため出席を停止させた方がよいと認められる園児があるときは、その保護者に対して、園児の出席停止を命ずることができる。

## 第 5 章 課程の修了

(課程の修了)

第 23 条 園長は、本園の全課程を修了したと認定した者には、修了証書を授与する。

## 第 6 章 検定料

(検定料の額及び徴収方法等)

第 24 条 検定料の額及び徴収方法は、国立大学法人群馬大学授業料その他の費用に関する規程（平成 16 年 4 月 1 日制定）の定めるところによる。

(検定料の返還)

第 25 条 既納の検定料は、別に定めがある場合を除き、返還しない。

## 第 7 章 そ の 他

(雑 則)

第 26 条 この園則に定めるもののほか、本園の運営に関し必要な事項は、園長が別に定める。

(園則の改廃)

第 27 条 この園則の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

### 附 則

- 1 この園則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条に規定する本園の学級定員及び総定員は、同条の規定にかかわらず、令和 5 年度から令和 6 年度までは次のとおりとする。

年度 区分	令和 5 年度			令和 6 年度		
	学級数	学級定員	総定員	学級数	学級定員	総定員
3 歳児	2	20	40	2	20	40
4 歳児	2	24	48	2	20	40
5 歳児	2	28	56	2	24	48
計	6		144	6		128

- 3 令和 5 年度の入園者に係る保育年限及び入園資格は、第 2 条及び第 12 条の規定にかかわらず、なお従前のとおりとする。

### 附 則

この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。